

相互協力体制の課題について

- ・期 日 平成12年7月7日
- ・会 場 福島県立図書館
- ・参加者 県内公立図書館 24館

4 県内大学図書館間相互利用制度

県内の大学図書館と公共図書館との協力体制として「福島県内大学図書館間相互利用制度」があり、その制度の主な柱は、「図書館資料の相互貸借」「複写」「参考業務」及び「一般社会人への共通利用証発行」である。

この制度利用参加市町村立図書館は、県立図書館を含め福島市立図書館、二本松市立図書館、郡山市立中央図書館、須賀川市図書館、白河市立図書館、会津若松市立会津図書館、喜多方市立図書館、相馬市図書館、原町市立原町図書館、いわき市立中央図書館、船引町図書館、小野町ふるさと文化の館、三春町民図書館、鏡石町図書館、矢吹町図書館、双葉町図書館、大熊町図書館、新地町図書館、浪江町図書館の20館である。